

平成26年（行ウ）第152号 大間原子力発電所建設差止等請求事件

原告 函館市

被告 国 ほか1名

準備書面(35)

2019（令和元年）年7月9日

東京地方裁判所民事第2部B係 御中

原告訴訟代理人弁護士 河合 弘之 ほか

第1 はじめに

本書面は訴状第8章「大間原発の具体的危険性（その2）テロ対策は不可能である」及び原告準備書面（20）における、テロリズム等（外国からの攻撃を含む）についての規制の不備や原告の権利侵害の具体的危険性について、半田滋氏の意見書「津軽海峡に面する大間原発の地政的特性とテロ攻撃等の危険性について」（甲F108）に基づいて主張を補充するものである。

福島第一原発事故を受けて改正された原子炉等規制法には、第1条（目的）に「テロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行う」ことが明示され、原子力基本法2条2項では、安全確保は「確立された国際的な基準」を踏まえるべきことが明示されるようになった。

したがって、本件原発について、確立された国際的な基準を踏まえ、テロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制が行われていなければ、本件処分は違法であり、具体的危険性が認められることになる。

第2 大間原発の特徴

1 公海からの距離が近いこと

大間原発は下北半島の北端にある大間町に位置している。大間原発が面する津軽海峡のうち、公海の部分は青森県側で長さ190 Km、北海道側で長さ148 Kmとなり、公海の幅は8.3 Kmである。

本来、海洋法に従って北海道側と青森県側からのそれぞれ12海里(約22 Km)を領海とすれば、その領海の中に国際海峡(ある国の領海だが一定程度自由に国際航行できる海峡)を設定することもできるところ、津軽海峡は領海を敢えて3海里として、公海を残している。

このように、津軽海峡に公海を残し、特定海域とした結果、通常の領海が12海里(約22 Km)であるのと比べ、領海の幅は4分の1ほどに狭くなっている。このため津軽海峡の特定海域から青森県側また北海道側の陸地へ艦船が接近するまでの距離も時間も4分の1程度ということになる。

したがって、数多くの外国船が通過する津軽海峡から大間原発までの速やかな接近が可能である(甲F108・2～4頁)。

2 特定海域には主権が及ばないこと

領海であっても、無害通航する限り、海上保安庁等の取り締まり対象とはならないが、潜水船その他の水中航行機器は領海内では浮上して国旗を掲げる義務を負う。他方、特定海域は領海ではないので、潜水艦等は潜水したまま航行することができる(甲F108・6頁)。

潜水艦の動向については、海上自衛隊が探知に努めてきたところ、その方法は「音紋」と呼ばれるデータを水中固定聴音器で収集することにより、北海道、青森で集約され神奈川県横須賀市にある海上自衛隊対潜水艦戦センターで分析・集積され、P3C哨戒機に伝えられ、場合によっては上空からの潜水艦追尾が行われる。しかしながら、P3C哨戒機は1地点につき、1日1回の監視飛行を行っているに過ぎず、常時監視しているわけではない。

したがって、津軽海峡の特定海域を潜水航行する潜水艦が潜水したまま領海に入

り込み、海岸近くに浮上して、大間原発を砲撃したり破壊工作を目的とした作業員を送り込んだとしても、自衛隊が未然防止できる態勢とはなっていないのである(甲 F 1 0 8 ・ 7 頁)。

第3 原発の警護

1 自衛隊による原発警護・防御は間に合わない恐れが強い

政府の危機管理体制は各地の警察を動員して対応措置を執るように整っており、警察では対処できないロケットや迫撃砲、重機関銃という重火器を伴う攻撃に晒された場合は「緊急事態」であるから、首相は自衛隊に対して治安出動を命じることができる(自衛隊法第78条)。もっとも、治安出動には「間接侵略その他の緊急事態」がすでに発生し、警察による対応が困難であることが明白になり、最後の安全弁として自衛隊を活用するという段階を経る必要がある。そして治安出動を命じるには、国家安全保障会議を経て、臨時閣議を開催し、閣議決定を得る必要がある。この間にも原発への攻撃は続くと考えられるから、自衛隊の治安出動が命じられたとしても遅きに失する場合がある。

原発の警護は、一義的には原発事業者に委ねられ、いずれの原発事業者も警備保障会社いわゆる民間ガードマンに警護を依存している。

しかし、我が国における民間ガードマンは、武装しておらず、原発警備といえども例外ではない。いずれの原発も不審者の侵入を監視するテレビカメラ、センサーなどの装置を採用しているものの、武装したテロリストや特殊部隊に対しては無力である。

このため、起こりうる原発攻撃への初動対応は、行政の判断のみで対応できる警察、海上保安庁という二つの行政機関による対応を期待するほかないのである。しかし、警察力による警護・防御は軽武装であり、重火器を持つテロリスト等には無力である。また、海上保安庁による警護・防御は網羅的ではなく、テロリストや外国軍隊等の侵入を完全に防ぐことはできない。

2 自衛隊の対応

上述のように、治安出動の発令までには「間接侵略その他の緊急事態」が発生し、警察による対応が困難であることが明白になる必要がある。

例えばテロ攻撃の発生を受けて、警察が対応している間にも時間は経過する。次に治安出動の発令に向けて、国家安全保障会議を開催し、次に閣議を招集するまでにも相当の時間は経過する。閣議は電話で全閣僚の意思を確認することによって多少の時間短縮は可能なものの、この間にもテロ攻撃は続くと考えられるから、①全電源の喪失、②冷却機能の喪失、③使用済み燃料プールの冷却機能の喪失、の3点によって甚大な被害が発生するおそれがある。

次に治安出動が発令されたと仮定して、自衛隊の対応を検証する。

最初に出動を命じられるのは、テロ攻撃に対処する陸上自衛隊唯一の特殊部隊「特殊作戦群」である。特殊作戦群は千葉県船橋市の習志野駐屯地に常駐し、隊員は約300人。全員が特殊作戦課程、空挺基本訓練課程、水陸両用課程、洋上潜入課程を修了した特殊技能者の集団である。

装備品は小銃、機関銃、拳銃といった一般隊員が所持する武器類のほか、対人狙撃銃、サイレンサー付拳銃、閃光手榴弾、無線起爆装置などの特殊武器である。水中や上空から隠密裡に接近できる潜水器材や船外機付きボート、降下用ナビゲータも装備している。出動の足として千葉県木更津市の木更津駐屯地に配備されているCH47大型ヘリコプターを使用する。

3 小結

「最後の防波堤」である自衛隊は、原発警備を任務としていないことから、テロ攻撃を未然防止することはできない。また治安出動から現場到着までに相当の時間を必要とすることから、被害を食いとめることも極めて困難である。

自衛隊が原発警備を任務とするか、原発警備のための出動手続きを簡素化するなどの自衛隊法の改正があり、その改正された自衛隊法にもとづく有効な人員配置と実戦的な訓練を繰り返さない限り、自衛隊も原発へのテロ攻撃に有効な対処はできない。

テロ攻撃により、原発の運転に欠かせない電源設備や使用済み核燃料プールが攻撃され、破壊されたとすれば、青森県はもちろん対岸の原告北海道函館市が甚大な放射線の被害を受けるのは明らかである。

第4 大間原発に対する攻撃

「実用発電用原子炉に係る新規規制基準について」（2016（平成28）年2月17日更新）は「大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定」の項目を新たに加え、具体的には「意図的な航空機衝突への対応」を実用発電用原子炉の設置者に対して求めている。航空機衝突による原発破壊の問題は、他国でも重要な検討課題となっている。福島第一原発の事故当時、17基の原発を保有していたドイツは、2011年7月8日すべての原発を廃止するための法律を、議会で可決させた。ドイツ国内のいずれの原発も航空機衝突に耐えられるものではないとの専門家の見解が反映されており、すさまじい衝撃が原子炉や周辺の設備に深刻な被害を与えると判断した。

原発を狙ったテロ攻撃は、ハイジャックされた航空機によるものとは限らない。これまでみてきた通り、津軽海峡に接する大間原発の地政的特性を考慮すれば、海から上陸したテロリストや特殊部隊による原発の破壊工作が想定される。またミサイル攻撃などもあり得る。

それらは故意または過失による航空機衝突よりも格段にしつようかつ悪意の攻撃であることを認識しなければならない。敵は大間原発が過酷事故をおこし放射性物質を大量放出するまで攻撃をやめない恐れが強い。我国の隣国には独裁者によって支配される好戦的かつ攻撃的な北朝鮮国があることを忘れてはならない。

第5 まとめ

1 大間原発の地政的特性による危険性

大間原発は津軽海峡に面し、津軽海峡は特定海峡であることから海外船舶が数多く通過する。監視対象外の小型船舶の往来も自由に行われている。特定海峡から大

間原発までは約5.6 Kmしか離れておらず、特定海峡から離れて領海に侵入し、大間原発まで接近しようとするれば1時間以内で到達する。

テロ攻撃を企図する者が、特殊な訓練を積んだ作業員を送り込むことは容易な距離といえる。夜陰や津軽海峡で多く発生する霧に隠れて接近、上陸したとすれば、発見するのは至難の技というほかない。

また潜水艦の潜水航行を容認する特定海峡の特性を利用して、作業員を乗せた潜水艦が特定海峡から領海へと潜水したまま侵入したとしても、発見して対処することは簡単ではない。

このことは韓国で発生した「江陵（カンヌン）事件」が証明している。北朝鮮の潜水艦から韓国の江陵に上陸して逃走した15人のうち、13人を殺害し、1人を逮捕するまで韓国政府は49日間を要した。しかも作業員1人の消息は現在に至るまで不明のままである。

逮捕された作業員は「他国に侵入しようとするれば、例え5メートル置きに警備兵がいても潜入できる」と断言。この言葉を裏付けるように陸上自衛隊でテロ攻撃の訓練を指揮した1佐は「ローラー作戦でも発見できる敵は3割にすぎなかった」と話している。

現に我が国には、北朝鮮による拉致と認定された17人の拉致被害者は、10カ所の海岸から上陸した作業員によって連れ去られた。

津軽海峡が特定海峡に面するという特殊性を持つことにより、テロ攻撃を容易にしている。また北朝鮮は弾道ミサイルを数百発も保有することから、朝鮮半島で戦端が開かれた場合、津軽海峡の封鎖（放射性物質の放出により津軽海峡の通過は不能となる）と日本国内の混乱を同時に企図できる大間原発の破壊は、攻撃する側からすれば上策となるのである。また至近距離から砲弾を多数打ち込むことも容易である。

2 不可避の被害

大間原発は完成後、東通原発を警護する青森県警の原発特別警備隊が警護することになる。およそ15人とみられる原発特別警備隊が常駐し、テロ攻撃の初動に対

処する。テロ攻撃に対する応援として次には青森市から現発銃器対策部隊が駆けつけ、警視庁や北海道警からSAT（特殊部隊）も派遣される。

しかし、これら警察が装備するのは小銃、機関銃、拳銃といった小火器に限定される。原発破壊を狙った作業員がロケット砲、重機関銃、爆弾などの重火器で武装していれば、いかなる警察の部隊も対処できない。

政府の行政上の危機管理体制は整っているものの、行政レベルで派遣を命令できる警察の武装そのものが脆弱である以上、どれほど迅速な派遣を命じたとしても原発防護の実を挙げることはできない。

作業員が上陸する前の段階では、海上保安庁の巡視船艇による海域監視が実施されているが、警戒を固める海域を避けて別の海岸から上陸すればよいだけの話であり、用意周到に大間原発まで接近する作業員たちの上陸を未然防止することは困難である。

「最後の防波堤」となるのが自衛隊である。自衛隊が武装しての出動できるは、防衛出動、治安出動などに限定され、原発攻撃などのテロ攻撃は治安出動の対象となり得る。しかし、治安出動の発令までには「間接侵略その他の緊急事態」が発生し、警察による対応が困難であることが明白になるという時間的経過を経る必要がある。さらに国家安全保障会議の決定に続いて閣議決定が不可欠だから、この間に原発へのテロ攻撃は続き、「手遅れ」となる事態が想定される。

大間原発に限らず、原発破壊を目的とするテロ攻撃に対する我が国の対処策は「穴だらけ」といわざるを得ない。自衛隊による恒常的な原発警備を認める自衛隊法の改正がなければ、効果的なテロ対策は実現しない。

仮に自衛隊法が改正されたとしても、人員を選定して装備を購入し、原発警備隊を編成して訓練を重ね、万全の体制とするまでには相当の年月を要する。現状では原発警護のための自衛隊法の改正を求める政党はなく、安倍内閣に法改正の予定があるとの報道もない。

現状のまま大間原発を完成させ、稼働を開始すれば、国際情勢の変化により、いつでもテロ攻撃等の標的となり得るのは明らかである。

第6 結論

したがって、本件原発について、確立された国際的な基準を踏まえ、テロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制が行われていないのであるから、本件処分は違法で差止められるべきであり、具体的危険性が認められるから、本件原発工事は差止められるべきである。

以上